

## 会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回茨木市高齢者施策推進分科会
開催日時	令和2年2月13日（木曜日）
開催場所	茨木市立男女共生センターローズWAM 研究室501・502
議長	黒田委員（会長）
出席者	黒田委員、綾部委員、中島委員、阪本委員、西山委員、野口委員、綾委員、鶴田委員、池浦委員、小森委員、長尾委員、竹内委員
欠席者	岡田委員
事務局職員	北川健康福祉部長、北達健康福祉部理事、重留長寿介護課長、青木地域福祉課長、竹下相談支援課長、中尾福祉指導監査課長、松野長寿介護課参事、鍋谷長寿介護課長代理、稲角長寿介護課介護予防係長、佐原地域福祉課推進係長、中林相談支援課推進係長
議題(案件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①次期計画に向けたアンケート調査の進捗について</li> <li>②認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の設置状況について</li> <li>③生活支援体制整備事業について</li> <li>④その他</li> </ul>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 次期計画に向けたアンケート調査の進捗について</li> <li>・資料2 認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の設置状況について</li> <li>・資料3-1 生活支援体制整備事業について</li> <li>・資料3-2 生活支援体制整備事業 今期計画における取組</li> <li>・いばらきオレンジかふえマップ</li> <li>・参画団体の取組報告</li> <li>・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくり</li> </ul>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局 (松野)	<p>ただいまから、令和元年度第2回茨木市高齢施策推進分科会を開催いたします。</p> <p>議題に入ります前に、委員の交代についてご報告いたします。</p> <p>本分科会に参加していただきました井上委員の後任として新たに民生委員児童委員協議会より西山委員に参加していただくこととなりました。</p>
西山委員	<p>西山でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (松野)	<p>西山委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、黒田会長、よろしくお願いいたします。</p>
黒田会長	<p>それでは、令和元年度第2回の高齢者施策推進分科会を始めてまいりたいと思います。</p> <p>本日は、「その他」を除いて大きく3つ議題がございますけれども、この順番でよろしいでしょうか。</p> <p>順番に事務局よりご説明をいただきながら検討してまいりたいと思います。</p> <p>この分科会の会議、原則公開ということになっておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また会議録の作成上、ご発言の際はマイクをご使用いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の委員の出席状況につきまして、事務局よりご報告お願いいたします。</p>
事務局 (松野)	<p>本日の委員の出席状況につきましてご報告いたします。</p> <p>委員総数13人のうち、出席は12人、欠席は1人で、半数以上の出席をいただいておりますので、総合保健福祉審議会規則第8条第2項により、会議は成立いたしております。</p> <p>また、本日は1人の方が傍聴されておりますことを報告いたします。</p>

黒田会長

それでは、議事に移ってまいります。  
議題1です。「次期計画に向けたアンケート調査の進捗について」という議題で、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局  
(鍋谷)

長寿介護課の鍋谷と申します。よろしく申し上げます。  
資料1をご覧くださいまして「次期計画に向けたアンケート調査の進捗について」説明をさせていただきます。

そうしましたら資料1の1ページです。

(1) 次期計画についてになります。

こちらの表にありますとおり、現計画において、令和2年度末は、高齢者保健福祉計画第8次及び介護保険事業計画第7期については計画期間満了、その上位計画であります総合保健福祉計画(第2次)につきましては、計画期間の中間となります。よって、本分科会での検討や国・府の方針との調整、市民や介護事業者を対象に実施したアンケート調査結果の分析・考察等を経て、令和2年末頃までに計画案を取りまとめ、パブリックコメント等の手続を踏んで計画を策定いたします。

下の図を見ていただきまして、スケジュールが載ってるかと思えますけれども、こちらの2020年度のところです。来年度の予定ですけれども、1月から7月につきまして、先程言った調査結果、サービス給付実績等を分析・考察、それから計画に盛り込む内容の検討、8月にサービス見込量の設定作業、11月に大阪府との調整を経て、計画の策定を進めてまいりたいと思っております。

また、現在、同じく令和2年度末に計画期間満了を迎えます、障害福祉関連2計画も、次期計画の策定を進めており、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画も一体とした冊子の形での次期計画の編集・発行を予定しております。

そうしましたら2ページです。

(2) アンケート調査の進捗についてでございます。

2ページから4ページまでは、それぞれの調査の調査項目を掲載させていただきますいております。

こちらにつきましては、前回の分科会終了後の11月にアンケートの実物は各委員さんに送付させていただいておりますので、細かいところについての説明は省略させていただきます、5ページです。

3の調査設計及び回収結果というところになりまして、まずニーズ調査につきましては、その回収結果なんですけれども、配布数3,000に対しまして回答数が2,314人、回答率が77.1%。在宅介護実態調査につきましては、配布数が1,877人に対して回答数が1,194人、回答率

が63.6%。介護保険事業者調査につきましては、172事業者に配付しまして128事業者からの回答になっておりまして、回答率が74.4%となっております。

現在、業者のほうに委託しまして、集計と分析を行っておるところでございまして、来月末までに報告書をまとめるという予定になっております。

こちらの調査結果につきましては、先程も説明させていただいたとおり、次期計画策定の際の参考にさせていただきたいと考えております。

また同様に、今日の別紙でございました、綾委員からの事前の御意見につきましても、次期計画策定の際の参考にさせていただきたいと考えております。

説明は以上になります。

黒田会長

ありがとうございました。

現在この第8期の計画に向けて調査を行っています。その調査の回収率、5ページにありますように、高いですね。一般のニーズ調査は77%だと、回収率が。たくさんの方の市民の方に協力していただいているということです。

それと、この計画の結果は、次回のこの分科会で報告していただくということになりそうですね。今年度は、この第7期を今進めているところで、その中間年ということで2回の会議回数でしたけれども、来年度は計画策定の年ということで、もう少し回数を多くして、その計画の内容についても議論していく必要があると思っています。それに先立って、この調査結果を分析していただいた内容を検討するという事になってまいります。

何かご質問ないでしょうか。或いはご意見ないでしょうか。

綾委員からは事前にご意見を頂戴しています。この資料を見ていただければいいと思いますけれども、綾委員、何か補足ありますか。これは要介護状態、要支援状態になるのを予防する介護予防事業というのがありますが、その介護予防事業と同時に生活習慣病予防が大事だというご意見ですね。

綾委員

そうです。かかりつけの先生との話の中で、以前、認知症認定医をとったんですよということをおっしゃって、私は家族会のほうをやっていることを御存じだったものですから、ああそうですかと言って、先生またご相談したいことあれば相談させてくださいねということをお伝えしたんです。それで12月に診察日に行ったときに、先生、会便り

に、ちょっとさらっとこの認知症予防の記事を書きたいんだわと。家族会では会便りを出していますから、先生の言葉を医学的な言葉として出したいんですよという、サササッと書いてくださったんですね。それを次の年の1月10日に持って行って、先生、このように書いてみたんですけど、何か足すことがあれば足してくださいと言って、その書いたものを先生にお渡ししたら、いつ頃取りに来てくれるということをおっしゃったので、来週15日か17日に取りに来ますということで、そういたしましたら、もっと書きたいということをおっしゃったもんですから、先生、思うように書いていただいたらいいわということで、それでここに出ているように、高齢者のこの会議に出てくる中で、先生ねえ、介護予防、予防、予防と、もう予防が必要な人の話がずっと続いていくんですよという話をしたら、やっぱり前期がとても大切なんですよと、医者としてはというふうにおっしゃったんです。ということは、まあ食生活かなということで、そのときにそう思ったものですから、ちょっと私はこういうふうに、前段階で、その認知症予防の食生活というのは非常に大切なんだということをおもったものですから、それでちょっと、管理栄養士の方なんか、高齢者の集まりなんか、栄養のその注意点について話されるのはいいんじゃないかなんて、集いで。

とにかく私も、主人がこのグレーゾーンで、肝臓、腎臓、糖尿、それぞれのグレーゾーンで、全部野菜は煮こぼしだっていうこと。もう煮こぼしをしないとだめよということをお先生言われるんですね。カリウムを摂ってはだめなのよということをおパチッとと言われて、それは日々の生活の積み重ねですということをおパチッとされるんですね。それでその話をしたときにみんな、そのカリウムを摂ってはいけないということをお知らなかったというんです。認知症になった人たちのことを話をするとき、どうしてそう介護になったのとお聞くと、糖尿病からなのよという方が多いんですね。ですから、糖尿病にならないような予防をしていくことが一番最初の段階では必要んじゃないか。それがやっぱりひいては認知症にならない予防になっていくんじゃないかなと思ひまして、ちょっと提案だけです。これは。

黒田会長

はい。介護予防事業というのがあります。認知症予防も含めて取り組んでいく必要があると思ひますけれども、今、高血圧とか糖尿病というのは、認知症のそのリスクファクターだということで、そういう生活習慣病予防をすることが認知症予防にもつながるということがわかってきておりますので、それは合わせて、生活習慣病予防と合わせて介護予防に取り組んでいくということが大事だと思ひます。

事務局  
(中林)

こういうのはまた、計画の策定の中で、どういうふう to それを施策に落とし込んでいけるかということを考えていきたいと思います。

他に何か、この1番目の議題に関してご意見ないですか。

それではもう、第2番目の議題に進ませていただきたいと思います。

2番目の議題は「認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の設置状況について」でございますけれども、事務局よりご説明をお願いします。

相談支援課の中林と申します。

6ページからの資料「認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の設置状況について」説明させていただきます。

平成27年に、国は「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しまして、「認知症高齢者等に優しい地域づくり」を推進するために7つの柱を示しています。

茨木市は、茨木市総合保健福祉計画第2次において、認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療との連携、介護及び生活支援を充実することにより、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる「みんながやさしい街いばらき」を目指し、認知症施策に取り組んでいます。

その中で、認知症カフェなんですけれども、新オレンジプランの7本柱のうち、4つ目の柱、介護者支援の取組の1つとしまして、認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家とともに情報を共有したり、お互い理解をし合う交流の場です。

下に課題があるんですが、そちらは最後としまして、右側7ページ、2. いばらきオレンジかふえ設置状況（1）のかふえ区分をごらんください。

茨木市では、独自にかふえを3つに区分しています。それぞれの違いは表のとおりになっております。

市としましては、地域の縁側のような集いの場、まちの居場所として地域住民の方同士のつながりをつくることを目指した、誰もが利用できる地域型のいばらきオレンジかふえを増やしていきたいと考えております。

下の（2）設置状況をごらんください。

平成28年度から今年度令和2年1月時点までに、地域型・専門型合わせて5か所のカフェが増えました。来年度の計画目標値は30か所となっています。

設置に向けた取組の中では、認知症地域支援推進員が2名おりますが、特に介護系の推進員が中心に、地域の方へ向けた、カフェの周知や、開設に関する相談対応を行っています。

(3) 令和元年度、登録及び開設相談件数ですが、令和2年1月末日現在で、地域型・専門型合わせて7件、登録であったり新規開設についてご相談をいただいております。

下の※で書いています、専門型の登録申請中であったカフェも、本日現在では登録を完了しております。

続きまして8ページには、その7件ご相談いただいた内容の詳細を書いております。

6ページに書かせていただいた課題になるんですけども、認知症カフェは、本来認知症の当事者の方だけではなく、地域の誰もが利用できるものではあるのですが、本市の現状は利用者が固定していたり、認知症の人や家族の利用が少ない状況にあります。介護者の負担軽減を図るためにも、より多くの方にカフェを利用していただけるよう、また利用できるカフェが増えるように検討してまいりたいと考えておりますが、特に地域でのカフェの利用者を増やすために、地域の情報等も含め、委員の皆様からご意見等いただければと思います。よろしくをお願いします。

黒田会長

はい。ありがとうございます。認知症カフェをテーマに、これをどうやって盛り上げていったらいいかということで話し合いたいと思いますけど、まず何か質問やご意見ないでしょうか。どなたでも結構です。ご自由に発言ください。

今、茨木市では19か所、認知症カフェができています。認知症カフェのことを「オレンジかふえ」と呼んでいて、こちらのほうには、そのマップというのがありますね。19か所、それぞれの説明をしていただいているマップがございます。これらも見ながら、どうぞ。

この認知症カフェは、ここでは認知症の人の介護者の負担を軽減するためという書き方をしておられるんですけども、7つのこの新オレンジプランの柱の中では、介護者支援の中に含まれてはいるんですけども、認知症の人やその疑いのある人、ご本人が参加する、ご家族が参加する。それから医療や介護の専門職も参加する。それから一般の市民、ボランティアの方々も参加すると。大きくは4つの立場の人たちが集えるということが1つの特徴だというふうに理解していいと思うんですけども。それぞれの立場において、参加することに意義があるといえますか。特に認知症の方にとってみたら、自分がこう支援してもらって受け身という立場じゃなくて、認知症カフェの中で何らかの

役割を担えるとか、そういうふうなことで自信を回復するとか、あるいは専門職に接することによって、いろんな困りごとが解決できるとかですね。そういうのがメリットとして挙げられたら、そういうメリットを追求することができればいいというふうに思います。

いかがでしょうか。現状がどうなってるのかというわけですね。

この利用者の固定や、認知症の人、家族の利用が少ない状況になっているというのは、この19のカフェで、大抵のカフェがそういう課題を抱えてるということなんですか。

事務局  
(中林)

はい。定期的に全てのカフェに、推進員と担当職員のほうで回らせていただいているんですけども、いずれのカフェも、どうしても利用する方のお顔ぶれが固定化しつつあるようなところの課題は抱えております。

黒田会長

その参加する方が固定化という場合に、その方の立場は、私が先程4つ挙げたんですけども、その4つのうちのどれに当たるんですか。

事務局  
(中林)

もともといろんな目的で日常使っている施設の利用者の方が主だったりしますので、地域の方がご出席いただいているという形になるかなと思います。

黒田会長

利用者の方というのは、認知症の方ご本人の参加という意味ですか。

事務局  
(中林)

いえ、地域の住民の方なので、認知症が疑われるような方ではなく、地域のお元気な高齢者の方がどちらかといえば多い状況です。

黒田会長

カフェということで、認知症の方のためのカフェということで、本来、認知症の方やご家族の方が、かなり自由に気軽に参加できるというのが望ましいんじゃないかと思うんですよね。もちろん高齢者の一般の地域の方が参加する。そういうのはサロンみたいな活動が別にあるわけですのでね。いきいきサロンのようなものは、いきいき交流広場とかね。その地域の方の参加する場というのは、それはそれで大事なんだけど、認知症のカフェということで、これからそれをこう増やしていきたい。或いは、その内容を深めていきたいという場合に、どういうふうな運営をしたらいいんでしょうね。何かご意見ないでしょうか。経験のある方いらっしゃらないですか。

事務局  
(竹下)

少し補足させていただきますと、各カフェとも、チラシをつくったり、当事者の方、またそういうご家族の方に声かけをされてるんですけど、なかなか外に出て行くという、この一步を踏み出すというところまでが難しいとちょっと聞いております。

市としても推進員のほうが、サポーター養成講座であったり、市の担当者は介護事業所さん、特にケアマネジャーさんとかに集団で集まる機会があれば、カフェの利用、カフェの開設目的などをお伝えして、そういう方々をこの場所につないでほしいとお願いはするんですけど、やはり当事者の方は、そういうところに行くと、どう見られるかで、また反対に受け入れ側としても、専門型は専門スタッフがいらっしゃるのでもいいんですけど、地域型であれば、どう対応したらいいのか、相談されたときに、どう、こう返したらいいのかみたいな、ちょっとためらいがあって、活性化できてないというのが現状となっています。

黒田会長

啓発型、地域住民型、専門機関型と、4つのタイプに分けて、ここでは書いていただいているんですけど、このタイプ分けというのは、他の市とかでもやってるものですか。

事務局  
(中林)

他の市町村では聞いてはないので、茨木市独自で区分しているところですよ。

黒田会長

その、例えば頻度で、専門型は年4回とかね。地域住民型は年4回とかと書いてあるんだけど、実際にここで、マップの19のそれぞれのカフェの開催頻度というところを見ていくと、月1回以上がほとんどですね。奇数月、5番目がそう。年6回ということになるんですけども。でも、他はほとんどが月1回以上で、月2回以上のところも多いですよ。1、2、3、4、5、6、7、8、9か所ありますものね。だから、ここでいう3つの区分で、開催頻度を例えば年4回ぐらいにするようなアイデアを出してるけれども、あんまり実態と合っていないんじゃないの。だからむしろ、先程言いましたように、認知症カフェというのは、いろいろな立場の人が集えるところに意義があるというふうに、こう考えたほうがいいんじゃないかな。専門家が啓発のために行うというのであれば、これはまたいろんな学習会あるいは勉強会、こういうのがあるわけだね。それと認知症カフェをごっちゃにはしないほうがいいんじゃないだろうかと思うんだけど、どうでしょう。

野口委員

老人クラブ連合会の野口でございます。

今、このオレンジかふえのマップを見せていただきますと、ほとんどが、無料のところもありますけど有料で、出ているものが飲み物とかお菓子付きとか、当然カフェですからコーヒーが出るのかどうか知りませんが、そういう状態が多いんですけども、実は、日本の認知症予防学会から出ているような、その認知症を予防する体操というのがあるんですね。これは、こういうカフェでやるのかどうかわかりませんが、茨木でも元気いばらき体操というのをやっていますけども、そうじゃなしに、認知症を予防するための体操というのを薦めてまして、こういう場所でやれるのかどうかわかりませんが、これからは、どんどんそういう形が出てくるんじゃないかと。ただここでを見せていただきますと1件だけですか、ハンドマッサージ付きとか、サービス付きと書いてありますが、9番ですか。それ以外はほとんどが飲み物とお菓子付きですか。そういうことでお金を取ってる所と無料の所がありますけど、これはもう統一はできないんですね。いろんな箇所で行われるから。統一は難しいんじゃないかな。

黒田会長

まあ、それぞれのこう運営している方の創意工夫というのがあるんじゃないかな。でもおっしゃるように、参加して楽しいと、まあくつろげるとかですね。そういう、参加して意義のある内容にするには、どんなプログラムを盛り込んだらいいのかというのを、ほんとは情報交換をしたり検討していくのは大事ですよ。

体操も1つのアイデアです。或いは音楽ですとか、それからいろんなレクリエーションを取り入れている所は多いんじゃないかと思えます。そういうものもうまく、それをリードしてくれるような方がいらっしゃるといのが大事ですね。

認知症の方自身が、カフェではそのコーヒーを配ったりする役割を担ってるんだというふうなところもございまして。そうすると、それは認知症カフェの中での役割を担っていて、ご本人にとってみたら受け身じゃなくなるわけなんですよ。でも、うまくそれをファシリテーターというか、進めていく人というのが要るんですよ。

池浦委員

シルバー人材センターの池浦です。

オレンジかふえですか。これは動きは当然もう必要だと思うんですよ。認知症としてのね。ただこれの目的が、やはり一番大変なのは当事者の方、認知症にかかっている方。それとやはり、その周囲にお世話をされる方が一番大変だと思うんですよ。だからその人らの少しでも手助けになるような機会を、この認知症カフェが担ってるんじゃないかな。

いかなど、そういうふう判断してるんですけども、非常にその、お茶を飲むっていうだけのことで解決できる問題ではないし、また今、公民館活動というのもですね。やはり月に何回か、お茶を飲む会みたいなのをつかって、周囲の高齢者の方を集めて、いろんな話し合いをされたり、遊戯されたり、そういう機会も持っていることは事実なので、この認知症カフェを独立した独自の動きをとるためには、じゃあどうしたらいいのかという考えを持ったときに、やはり得意な、この持ち味というものを見出していかないとだめだと。

これは1つには、やはり少しでもカバーをできるような形。何があるのかというと、やはりお世話する人の、少しでも精神的な和らぎをもたらすための講習会とか、やはり認知症にかかっている方、初期の方もおられますし、ちょっと重度の方もおられますよね。そういう方に対して、どういうふうな接し方をしていくのがいいのかとかいう、1つの指導的な、やはりその教育パターンをもっていくということも当然必要だと思うんですね。

その中で、先程、綾委員のほうからの質問事項にありましたけども、これも必要なことなんですよ。やはり認知症になってからじゃなくて、認知症を防ぐための方法も、やはりそういう中に取り入れていくことも必要なんですけども、それ以外にやはり認知症を予防することも、別のパターンで当然必要になってくると。

私どもシルバーの動きとしても、定期的に認知症を予防する講演会、こういうものを開いていることは事実なんです。ただそれが、全く浸透してるかどうかといたらちょっと疑問なんですけれども、やはり、こういう機会を定期的に設けることも必要だと。

認知症カフェというのは先程申し上げたように、得意なところでスタートするんであれば、やはり先程も申し上げたように、身の回りの世話をされる方も精神的に和らげるような、そういう方法論もそこに逐次出しながら、定期的に栄養士の方とかですね、保健師の方、医師の方、こういう方を定期的にその研修の場に出していただいて、それで毎週とかでなくて、毎月じゃなくとも、2か月、3か月に1回、そういう講習会を開くことによって、少しでもその認知症カフェのやはり役割というものが増してくるんじゃないかなと。これが1つです。

それとPR方法。これなんですけども、やはり今、どういうPR方法を考えられているのか。これもやっぱり1つ前提条件で、どういうことをされようとしてるのかというのは、ちょっと見えてこないところがあるんですけども、公民館に配付されるのは当然のことだと思うんですけども、やはりデイサービスとか、いろんな施設に、介護協力されてる団体、協力的な法人関係にも、やはり積極的にPRしていくとい

うようなことも必要だと。

それとあと最後に、相談内容について、やはりもし電話をかける場合でも、この冊子をどういうふうな形でつくられるのか。この冊子の方法にしても、窓口がたくさんあれば、なかなか厄介なんですよね。どこに電話していいのかわからないし。自分がどういう症状でみていかないとだめだという、身の回りの世話をする人も、迷いが出てくると思うので、1か所に絞って、そこから逆に紹介していくと。その症状とか、いろんな状況を確認しながら紹介していくというような方法もとられたら、また1つきっかけになっていいんじゃないかなと、こういうことをちょっと感じましたのでお伝えしておきます。

以上です。

黒田会長

はい。今いろいろお話しいただいて、認知症カフェというのを1つの事業として、もっと広げていくために何が必要かという観点でお話しいただいたと思うんですね。

1つは、その認知症カフェでお世話をしている人の間での講習会みたいなものね。それがあったらどうかというご意見。

2つ目はPRを。これは市がこうやってパンフレットをつくっておられるとかね。こういうのでPRが進んでいるわけですけど、それをどうしたらもっとうまくできるかという話ですね。

それから3番目が、その認知症カフェで出てくる相談内容だとかに適切に答えていけるようなまた体制が要るんだというようなお話ですよ。

認知症カフェというのが認知症の方ご本人、或いはご家族の方が参加して、その方たちに意義のあるカフェにしたいわけですけど、そのためには、まあ専門職もそこに参加する。一般の市民の方も参加して、認知症の方の認知症についての理解を深めていく。そういうことができればいいわけだけれども、相談したくて来る方もいらっしゃるから、その相談にうまく答えられるような仕組みが組み込まれてるほうがいいんですよ。それは専門職の方が認知症カフェの参加者として出ていると、そういうことが可能になってくるとは思うんです。だから、認知症カフェを進めていくためには、そこに専門職というか、保健、医療、福祉の介護の関係者が参加できるような仕組みも必要になってくるんじゃないかなと思いますね。

綾委員

このいばらきオレンジかふぇマップの1番のいこいのカフェは、家族の会が運営してるんですね。これは社会福祉協議会がメゾン茨木を借りてくださって。ですから参加費用無料ということになっているん

です。飲み物等は、そんなに高いものじゃないんですけど、常時ほとんど20人以上が参加されます。今日がその日なんです。

今、専門の方とおっしゃるんですけど、我々のいこいのカフェは、介護している方が、その介護の苦勞ですね。20人ぐらいですから、2つにテーブルに分けて10人ずつぐらいで、ざっくばらんに、どういう介護やってる、どういう介護やってきた、過去形と現在形と、そういう方たちの集まりで、割合とざっくばらんな話の中で参考にされているということで、割とそんなに、その専門職が来るわけではありません。時々ケアマネの方とかが立ち寄られて来てくださったときは、そのときはそのときのお話をさせていただくという形ですけど、これでも、もういこいの会は、もう4年になるんじゃないかなと思うんですけど。割合と長く続けております。

このいこいのカフェに、今はケアマネが行けって言われるみたいですね。そして、うちのいこいのカフェに来てから、家族の会に入ってくるというのが今のパターンでございます。だから割と、そんなに専門職でなくても、介護をしている者が介護をした経験と、現在介護をしている人がいろんな話をする中で、ああそうなんか、介護ってこうなんかということを知っていただくんですね、介護というのを。その辛さを知ってるよと言われたら、それで心が安らいだとかいうところで、このカフェというのが続いていくのかなというふうに思うんですが、よそは、かふえリーラの見付山のほうに、私も何回か参加させていただいたんですが、やはり専門は専門の方のところやっておられるカフェだなというのは本当に思いましたね。やはり専門は専門だなというふうに、ほんとに思いました。

黒田会長

この19のオレンジかふえの中には、その運営をしている、お世話している主体がどこなのかということも書いてあるところがありますね。それを見ていくと、小規模多機能ホームだとか、特別養護老人ホームだとか、或いは15は、在宅複合型老人介護施設だとか、サービスを提供している事業所のほうで中心になって運営しているというところもあるし、それから地区福祉委員会、6もそうですし、7もそうですね。住民の、その地域の福祉委員会でやっている。13もそうですね。そういうのもある。あと、市民のそういう団体として、こういう活動をしているというところもある。いろいろですよ。ですから、それぞれの認知症カフェにそれぞれの特徴があって、その特徴にうまくまた、合う方がそこに集まってくるというのがあってもいいと思うんですね。それはそうだと思います。

ただ、先程言いましたように、ご本人が参加して意義がある。ご家

鶴田委員

族が参加して意義がある。そののところどういうふうにして作り出していくかというところは大事なところじゃないかなと思いますけど、他にも今日、専門職の方もいらっしゃるし、何かご発言ないですか。

鶴田です。

今もご紹介いただきましたけど、かふえリーラをしています慶徳会に属しておりますので、私がかふえリーラ、何回か出させていただいています。本来的には、認知症の方、ご家族、地域で生活されている方がそこへ来て、当事者同士といいますか、ちょっと憩いの場みたいにしてお話ができる、ほのぼのとした雰囲気がいいなと思って始めてみたんですけども、やっぱり本人さんとかご家族さんが、まず認知症を受け入れて、そういうところへ出て行って、当事者の方もそこへ一緒に付いていくという、そういう関係が実はまだなかなかないんですね。初期の頃はやっぱり否定的になるというか受け入れられない。外へ出るというよりは、抱え込んでしまってる方がいっぱいおられて、そういう方は、包括支援センターであるとか、そういう家まで出向く相談員が対応させていただいてるんですけど、それを越えて受け入れて、じゃあこの認知症の方に何かサービスをとると、今度ケアマネジャーが出てきて、認知症対応型の通所介護であるとか、そういうサービスに結びついてしまうんです。だから、その中間にあるというか、なかなか、まあ、やってるからどうぞ来てくださいだけでは、なかなか集まらないのが認知症カフェの現状じゃないかなと思っております。

私どものところは、そういうご利用者とかご利用者家族にお声かけして、あと地域の方ですね。それこそ老人会の方とか自治会の方にお声かけしまして、やっぱり将来的なそういう不安を抱えておられる方とか、自分ではないんだけど、そういう話を聞いたことがある。ちょっと勉強したいという方が来られて、お茶を飲みながら、自分の体験談とかをお話をされたりするんですけども、最初から、じゃあお茶飲んで話しましょうかという、これまたなかなか和みにくいです。そこは先程から言っている、専門職がおりますので、認知症のグループホームとかもありますのでね、その職員でグループホームでやっている、最近でしたら笑いヨガであったりとか、そういうのをみんなで一緒に体験しましょうということをした後で、じゃあ、ちょっとお茶飲みながらみんなでお話しましょうかみたいな感じで進めております。

ただ、こうやって、人数少ないときももちろんありますし、ただ続

けることで段々と認識が広まってくると、あっ、このマップ見て、ああ、この日にはあそこへ行ったらこんなのあるから一遍行ってみようかという方が増えてくるのには、まあ時間かかると思うんですけども、やっぱり継続が大事かなと思ってやっております。はい。現状、そんな感じです。

綾部委員

綾部です。

これまで発言があった方々とちょっと重なるかもしれませんが、この冊子の6ページにも書いておりますように、先程市から報告ありましたように、ちょっと一歩踏み出すことが難しいというのを、もう少し踏み込んで、例えば包括とか相談の中で、なぜそれを生み出すのが難しいのかというのを、そこをちょっとお聞きして行って、できれば改善につなげていけるような形を聞いていくことも大事かなと思います。

それともう1つが、他市なんですけれども、このオレンジかふえ、今立ち上がってますね。これはもしかしたら茨木でされてるかもしれない、教えていただきたいんですけど、例えば今19か所ですよ。この代表者の方が、例えば半年に1回とか、情報交換をする場というのがあるんでしょうかね。ほかの他市で全体的に盛り上げるために。お互いがどういうことであまりいいいて、どういうことであまりいいいてないのかというのを情報交換をして、ヒントになるものはまた活用していただいて、そういうことを何か情報交換するような連絡といえればいいんですかね。そういうような場をつくって取り組んでいるところもあります。そこから例えば、なぜこんなにたくさん参加される人が多いのかなというのを、またアイデアを聞くことによって、自分たちの活動、運営にもヒントになるかもしれませんので、そういうようなことをされている地域もあるんですけれども他市で、茨木市のほうはちなみにどうなんですかね。ちょっと質問が重なるんですけど、意見と質問です。

事務局  
(中林)

カフェの19か所の方々が、一堂に会して情報共有をする場というのは今のところセッティングしていません。

事務局  
(竹下)

少し補足ですが、イベントでの啓発のときにカフェの方にも来ていただいて、来られる5、6か所とか集まる中では、自分のところのカフェの特徴の説明をしながら、空いた時間に、普段のちょっとした困りごとの相談をされたり、その場には必ず推進員もいますので、またカフェに訪問しますわ、みたいな連絡の取り方をしています。た

だ、係長の言ったとおり、一堂に会してというのは、なかなか時間的に難しく、集まれているというのが現状でございます。

黒田会長

それ、できれば先程その認知症オレンジかふえのお世話の方といたしますか、それを推進している方の講習会もあつたらいいというご意見もあつた。講習会というのは意見を交換して、その運営の仕方をお互い学び合うというのが講習ですよ。そういう場はあつたほうがいいでしょうね。

この認知症カフェを進めていくのに、行政としては何をできるかというわけですよ。それはまとめておられますか。

予算は付けておられるんですか。何らかに、予算がこれ、付いている事業なのか。いかがでしょうか。

事務局  
(竹下)

はい。啓発型については、市のほうが事業所のほうに委託をしまして、2か所で今やっていますので、その分の事業費は組んでおります。

地域型、専門型は、あくまでもこの地域でのカフェの開設目的を理解いただいて、賛同していただいた方に開設をしていただくということで、予算的なものは計上していません。

ただ、運営の支援ということで定期的に推進員が回って相談に乗っているほか、チラシへの掲載や、あと市のホームページ、また大阪府にもこれは情報提供していますので、登録いただいたところは市から周知をさせていただいているという関係となっています。

黒田会長

大阪府のホームページにも、いばらきオレンジかふえの情報が載っているということですが、市はオレンジかふえについての、例えばホームページ上の何らかのPRはしてないんですか。

事務局  
(竹下)

市のホームページにも、これと同じものを載せさせていただいております。

黒田会長

これと同じもの。例えば、いつ開催するとかね、どこのオレンジかふえはどういう特徴があるとか、そういうところまでは載っていないんですか。

事務局  
(竹下)

このマップがそのまま載っている形になっております。

黒田会長

その認知症カフェを進めていくために、その施策として何ができるか。市にお願いして、こういうことができたらいいいというようなご意

見があれば、どうぞまた出していただければと思うんですけども。いかがでしょう。

先程意見が出た連絡会をね、市の立場で開催して、そして意見交換或いは講習会のようなものができるような場をつくるということをやっている自治体は確かにいろいろございますね。それは1つのアイデアかと思います。

長尾委員

長尾です。

このオレンジかふえに目的、認知症なんですけど、その認知症の方を把握しているのは、各支援センター、相談であるとか、あると思うんですけど、その方々にここにあるからどうですかというぐらいの呼びかけですかね。それぐらいは当然してもらったらいいんではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

黒田会長

地域包括支援センターであったり、ケアマネジャーの方になってくるでしょうね。そういう方というのはね。そういう方に認知症カフェについて、さらに情報提供して紹介してもらおうとか、或いは参加してもらおうというようなことができればいいというわけですね。

鶴田委員

その辺の現状は私の知っている限りで言いますと、認知症地域支援推進員というのが茨木市は2名おりますので、その方が包括支援センターとかを回っておりまして、地域ケア会議とかに参加しています。そういう場にも出向きまして、そこでこういうのの宣伝というところなんですけども、啓発活動というのは行っております。

認知症地域支援推進員というのが、そもそもが市民の方に認知症のことというのをわかっていただく、認知症の施策、認知症カフェに限らず、医療のことであるとか福祉のこと、介護のこと、トータルで認知症のケアについて知っていただくという、そういう啓発が目的でされているのが2人だと僕は理解してますので、そういう専門職に対しての活動は、割と今のところ一定はあるんですけども。

あと個別ですよ。多分ケアマネジャーさんが個別に一人一人に、認知症カフェと一緒にどうですかというところが、ちょっと今、まだ足りてない部分なのかなとは実は思います。

阪本委員

薬剤師会の阪本です。

この来年度30か所というのを目標に掲げておられる理由は何かあるんですか。

それと、この6項目に対して、推進していくという6項目が挙げら

事務局 (竹下)	<p>れているんですが、もの凄いざっくりし過ぎて、どれを主体に、この認知症カフェに対して求めているかがわからないんですけれども。その辺、市はどう考えておられるのかをお聞きしたいです。</p> <p>阪本委員のご質問の30か所の目標というのは、概ね小学校区に1か所という計画を立てています。</p> <p>新オレンジプランのこの7つの柱のことは、国から出ている大きな柱となっております、市の総合保健福祉計画第2次の中身に、市として取り組むべきことは、基本目標4の中に書いてあります、周知・啓発、認知症の適切な医療、介護の情報提供のほか、認知症の初期集中支援チームの活動や、認知症ケア向上事業といいまして、地域支援推進員の配置、活動というところとなっています。</p> <p>ですので、この7つの柱はあくまでも、大きな国が取り組むべきこと、府が取り組むべきことを含めた柱となっておりますので、この中で自治体がやるべきところは、周知・啓発、地域づくり、相談支援、その部分を担うことになっています。</p>
阪本委員	<p>先程2か所だけ、ちょっと予算が置いているとおっしゃっていた啓発型のところ、予算を置いているので、毎年度、何か報告書みたいなものが上がってきてるんですか。</p>
事務局 (竹下)	<p>はい。毎月、活動報告が上がっておりまして、市の担当者も啓発型になりますので、地域住民への周知、チラシの配布、窓口でのご紹介とかは市もやっています。</p> <p>もともと啓発型は30か所の開設を目指して、まだ開設ができていないような地域を選んで、事業所さんとともに、種をまくようなカフェの開設のやり方をしてまして、一定定着すれば、次、地域型なり専門型のほうに引き継ぎをして継続して運営をしていただくという形での、最初の取っかかりということで、啓発型を市としてやっているところですよ。</p>
黒田会長	<p>ちなみに、今ある2つの啓発型というのは、この19のうちのどれとどれなんですか。</p>
事務局 (竹下)	<p>18、19になります。このオレンジ色がかっているところがシニアプラザで1か所。中央公民館で1か所となっております。</p>
黒田会長	<p>なるほど。一番新しいところという意味ですか。18、19というの</p>

	<p>は。できたのが。</p>
事務局 (竹下)	<p>なかよしクラブは2年ほど前です。カフェふらっとのほうも1年ちょっとぐらい前だったと思います。</p>
黒田会長	<p>色で分けているんですね。この3つのタイプというのは。</p>
阪本委員	<p>報告書が出ているということは、その報告書をまとめていただくことはできるということですね。</p>
事務局 (竹下)	<p>はい。この2カ所については。</p>
黒田会長	<p>かなり、30分ぐらいこれに議論してきたんですけども、1つは、市として施策として進めていくために何ができかというのが、世話人の方の講習会や意見交換会みたいなことをしたらどうかというのが1つございました。</p> <p>あと、この啓発型というのは、予算を付けるという意味では、他のタイプとは違うから、それをきっかけにしてオレンジかふえとして定着してもらおうという意味では意味があるのかもしれないね。</p> <p>ただ、モデル的にやってもらってるというようなところに予算を付けているという意味合いもあるかもしれないね。だけど、予算付けてるんだったら、それをまた、そこから得られたデータというのを他のカフェにもうまく還元するといいますか。そして、その認知症カフェの運営の仕方について、それぞれが工夫をしていただけるような、そういう交流があればというふうにも思いました。</p> <p>あと、30か所というのはなかなかいい目標ですね。小学校区に1つというのはね、意欲的だと思います。まあ、それを実現していくためには、先程から出てますように、いろんな専門職の方の応援だとか、市民の方の理解というのが大事になってくるから、そういうものも含めて、これからこの目標値に向けて頑張っていきたいと思います。</p> <p>そういうことでよろしいでしょうか。</p>
阪本委員	<p>小学校区に1つと限っているわけではないわけですよね。30か所が。2つでも3つでも、しても問題はないわけですね。数として、目標が30であってということですね。はい。わかりました。</p>
西山委員	<p>認知症の方というのは、人それぞれ症状にはピンからキリまであると思うんです。それで、そういうところに軽度の人だったら、いい時</p>

期もあるから、そういうところに行って何らかの関わり持とうかなと思う人もいるかもしれないけれども、もうちょっと家族がほんとに大変な思いをされている認知症の方もおられるし、様々だと思うんですね。それで、そういう場所に行くのに、ひとりで行ける人、そして送り迎えが必ず必要な人。それでまたその認知症の方に、ひとりでお家にいてもらって、あと働きに出ている家庭とか、様々だと思うんですね。だから、様々の中で、地域で福祉委員さんなり民生委員さんなりが気が付いて、あの方心配だからといって包括へ相談に行ったり、社協やら、いろいろ今相談する場所が、窓口がいっぱいありますので、気が付いた方がそういうふうにつながると、今度はまた、その専門の方とか家族の方も通じて、その人にいいようなことを進言してもらったり相談を受けると思うんです。その中で、オレンジかふえのほうに誘えば行きたい、行ける人、またはそんなの行きたくないっていう場合もあるんですね。だから、そのところを根本的に、どうすればそこに集いに行ってもらえるかというね。本人が。家族もそうですけど。それを思ったんですね。

そして、このカフェ立ち上げていただいている地区、19ありまして、参加費も無料お菓子付きとか、いろいろこれだけ書いてありますけど、そのカフェではいろいろ試行を凝らしていると思うんです。出前講座として専門家の方を呼んでという日もあれば、お楽しみも付いたり、そのとき本人が楽しめるようなもの、家族が楽しめるようなもの、全員で楽しめるようなものというのを、みんなそれぞれ、この載っているだけでは、ちょっとお値段とかそんなのしかわかりませんが、けれども苦労されていると思うんです。私、天王地区なんですけど、今日初めて参加させていただいて、引き継ぎも何もないまいきなり来たので、ちょっとわからないところもあるんですけども、今日、いろんなご意見を聞いて、また関わっていきたいなと思っているところです。

黒田会長

民生委員の方もね、こういう事業には協力していただく必要があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは2番目の議題については、これぐらいでよろしいでしょうか。

それでは3番目の議題に移らせていただきます。

「生活支援体制整備事業について」です。

どうぞ、事務局よりご説明お願いします。

事務局

地域福祉課の佐原と申します。よろしく願いいたします。

(佐原)

まず、この事業についてなんですが、少しつかみづらいところがございますので、この制度の導入の背景であるとか、何を目的としているのか、制度上の位置付けはどうなっているのかということについて、簡単に説明をさせていただきます。

資料の12ページをご覧ください。

まず資料の一番上、背景でございますが、「単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加」というふうに書いております。

地域の中の高齢者の方のちょっとした困りごとに対する、ちょっとしたサービスというものが不足していくであろうということを意味しています。また、ボランティア・NPO・民間企業、様々な団体が参画をして、協力をし合いながらサービスを作っていくことが必要だと言われております。

それから2つ目でございます。

介護予防の視点からの要請でございます。高齢者の介護予防が求められているが、社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるということでございます。

社会参加をすること、社会的な役割を持って、生きがいを持って生活を送ること、そのものが、介護予防につながるというふうに言われております。

下の図をご覧ください。左側に生活支援介護予防サービスの円が、右側に高齢者の社会参加の円がございます。そのちょうど真ん中に「生活支援の担い手としての社会参加」というふうに記載されております。様々な団体が、また高齢者が、生活支援の担い手として社会参加をしていくことを目指すことが、この事業の目的でございます。

続いて、資料が前後いたしますが、11ページをご覧ください。

この事業の制度上の位置付けでございます。この事業は地域包括ケアシステム、皆さんご存じのように、このケアシステムについては5つの要素で構成されております。

1つが医療、1つが介護、1つが住まい、1つが生活支援、そして介護予防ということになっております。

下の図をご覧ください。一番下に生活支援・介護予防というところがございます。この部分の取組を推進し充実させていくための事業と位置付けられており、介護保険法の新しい総合事業に位置付けられております。

資料が前後して大変申しわけありません、9ページをご覧ください。

様々な団体が参画しながら、また高齢者の方の社会参加の協力を得

ながら、この事業については進めていくということでございますが、やはり、それを調整して推進していくための調整役というのが必要になります。そこで生活支援コーディネーターという調整役を配置をして、また人の配置だけではなくて、地域の中で、それらの情報を共有して協議をする場所・機会が必要というふうに言われておりました、その協議をする場を協議体というふうに呼んでおります。

今現在、茨木市では2人の生活支援コーディネーターを配置をして、市域単位で組織をします、第1層の協議体を組織をして事業を推進しているところでございます。

これまでの経過と取組につきましては、平成27年度から事業を開始し、平成30年度から一部事業の実施体制を見直しまして、取組を進めているというところでございます。

続きまして10ページをご覧ください。

生活支援体制整備事業に関する、今期計画における取組状況でございます。生活支援コーディネーターには大きく4つの役割が求められることとなり、役割ごとに順次ご説明いたします。

1つ目、生活支援の担い手の養成、地域の高齢者のニーズ把握でございます。現在、高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき、こちらと連携をして、来年度からの担い手の養成に特化した講座の開設に向けた協議、調整を行っているところでございます。

それからニーズとサービスのマッチングでございます。生活支援コーディネーターが各地域ケア会議に参加をして、インフォーマルサービスの紹介とマッチングを行っているという状況でございます。

続いて3番目、資源開発でございます。こちらにつきましては、本日お配りしております資料に基づいて、後ほど説明をさせていただきます。

それから4つ目、地域の関係団体からの情報共有や連携体制の整備でございます。先日1月24日、本市では、様々な団体、計120団体の参画を得て、第1層協議体というものを組織しております。それらの団体の皆様にお集まりいただき、協議体会合というのを開催いたしました。今後は小学校区単位に設置を予定しております、第2層協議体の設置を進めて参りたいというふうに考えております。

続きまして最後に、本日お配りしております2つの資料をご覧ください。

1つ目が「参画団体の取組方法」と書いている、当日の配付資料でございます。こちらの資料につきましては、先日1月24日に開催をしました協議体会合に使用した資料となっております。この資料では、本市の取組状況について記載をしております。

スライドの横にページ番号を振っておりますので、8ページをご覧ください。

先程少し飛ばしました資源開発の部分について、代表的な取組3つをご紹介しますので、代表的な取組3つをご紹介します。

「取組その1」高齢者の見守り体制の強化でございます。

平成31年4月にコープこうべと高齢者の見守りに関する協定を締結し、きめ細かい見守り体制の構築に向けて動き出したところでございます。コープの宅配員さんが配達に行ったときに、異変を感じ取られた場合は市に連絡をいただき、市から地域包括支援センター、CSWと連携しながら、その安否確認を行うというようなシステムでございます。今後は検針事業者、例えば水道・ガス、それからあとはヤクルトさんなんかとも拡大をして、よりきめ細かい見守り体制の構築に取り組んでいけたらというふうに考えております。

それから「取組その2」スライドの11ページでございます。

平成30年6月に大阪府北部地震が発生し、南茨木にありますスーパーが、耐震の関係から閉店せざるを得なくなったということが発生いたしました。そこで、地域包括支援センターやCSW、また社協の地区担当の方と連携をしながら、施策の1つ目として移動販売車の誘致を行いました。それからデイサービスセンターの、日中空いてます送迎者を利用して、近くの開いているスーパーのほうに送迎を行うという送迎事業を行いました。それから地域の方たちと協力をして、お買い物マップというものを作成いたしました。これらは生活支援コーディネーターが地域の中に入って行って、まさにこれらが実施できるようにコーディネートをしていったというものでございます。

それから最後、スライド16ページでございます。

「取組その3」商業施設におけるシニアの居場所と出番の創出ということで、中津にありますイオン、それからJRのほうにありますイオン、どちらも広場がございます。そちらのほうを活用して、場所を提供していただいて、お買い物ついでに介護予防の体操をしていただいたり、シニアプラザの事業でございます、アクティブシニアフェスタ、アクティブシニアライブを開催するなど、居場所提供事業に協力いただいております。店舗側からも、たくさんの方が寄っていただいて、お買い物して帰ってもらえるので嬉しいですというふうに言っております。

それから最後に、ご紹介だけですけれども、協議体会合のときに大東市のほうから講師をお招きをして事業の紹介をいただきました。もうひとつの当日資料でございます。

大東市は総合事業に積極的に力を入れておられ、代表的な取組を

紹介いたします。スライドの12ページをご覧ください。

大東市では、生活サポート事業ということで、広く市民の方にサポーターを募り、この事業を運営しているNPO法人が実施する研修を受けていただいて、地域の中の家事援助であるとか生活支援を担っていただくという事業を立ち上げられました。利用料は1回30分で250円となっており、利用者から要請を受けて事務局がコーディネートをして生活のお手伝いをするという仕組みでございます。少しおもしろいなと思いましたが、その250円を謝礼金という形で受け取っていただくこともできますし、時間貯金というふうにして、活動した分、将来、無料で優先的にそのサービスを利用する権利を貯金するという方もできるということで、それを時間貯金というふうに言っておられました。非常に皆さん、いきいきと活動されているんだという様子が非常にわかることでした。

いろんなメディアさんのほうからも注目をいただいているようで、17ページから、そういう写真なんかも掲載しておりますが、最後21ページ、厚生労働省の老健局、局長賞というのも、この事業で受賞されたということを聞いております。

なかなか、掘みづらい事業ではありますが、取組の状況をご説明させていただきました。何かいい知恵といたしますか、ご意見を頂戴できればというふうに考えております。以上でございます。

黒田会長

今日は、その資料2つ提供していただいているんだけど、この2つはいずれも、第1層協議体の会議で報告してもらったときに使われたものですか。

事務局  
(佐原)

はい。そうです。

黒田会長

1月に開かれたんですね。

事務局  
(佐原)

はい。

黒田会長

第1層協議体というのと第2層協議体という言葉が出てくるんですよ、この生活支援体制整備事業というのにはね。第1層協議体というのは、茨木市全体を範囲にした協議体なんです。第2層協議体というのは、日常生活圏域というようなことを厚生労働省が言っているけれども、茨木市は小学校区を範囲にした協議体を、第2層に位置付けるというふうにしていますね。計画ではね。

だから、その2つの層で協議の場というか、この生活支援体制に関

わる、いろいろな主体が集まって話し合いができる場をつくっていくというのが1つの取っかかりなんですね。この事業のね。その中には一般企業の方にも入ってもらっていると。NPO、生活協同組合、それからイオンとかね。企業の方にも入ってもらっているということですね。たくさん数だね。百幾つ。

事務局  
(佐原)  
黒田会長

120です。

120の主体が集まると。こういうのは今、プラットフォームという言い方をすることがありますけどね。そういう場ができているというわけですね。そこまではきてるんです。そして、2人の生活支援コーディネーターを配置しているということです。その方は専任なんですね。

事務局  
(佐原)  
黒田会長

専任でございます。

今日は、その方いらっしゃらない。

事務局  
(佐原)

今日は済みません。地域の会議と重なってしまいまして、出席ができていない状況でございます。

黒田会長

何をね、しているのかというのを聞きたかったけどね。

はい。どうぞ何かご意見や或いはお気付きのことを、ご質問があればご自由に発言してください。

これは介護保険の、市町村で保険者が行う地域支援事業というのがあります。その中に位置付けられてる事業なんですよ。生活支援体制を整備するということで、生活支援介護予防サービスを充実するというような言い方もしている。それが12ページの図なんですね。生活支援介護予防サービスとはいうけれども、それは介護保険の給付サービスと違う。もう市民が積極的に、創意工夫をして行っているような活動も含むというわけですね。これを見て、今日の大東市の取組というのは先程説明していただいて、12ページ、13ページ、14ページのスライドを見ていると、この14のところ、生活サポート事業というの、NPO法人が実施しているとお聞きしました。でもこの活動は、税金や介護保険は使っていませんというのだから、大東市からの補助も受けてない。委託を受けているわけでもない。それから介護保険の予算で、その何らかの活動費が出ているわけでもないというんですね。じゃあどうやって運営しているのかと思うんですけど、どうなん

ですか。

事務局  
(佐原)

大東市では、生活支援体制整備事業、そのものの事業委託を受けているということですので、例えば利用者さんから30分250円をもらって、その250円自体はサポーターの方にいくと。ただ、それを担う、事務局機能が要りますので、その事務局機能を回していくためのお金というのは、基本的には大東市のほうから委託という形で賄われているというふうに伺っております。

黒田会長

はい。わかりました。全く使っていないわけじゃないんだ。やっぱり使ってるんだ。

そして、NPO法人とおっしゃったんだけど、それはこの事業をやるために、生活サポート事業をやるためにつくられた団体なんですか。もともとあったものなんですか。

事務局  
(佐原)

資料の10ページをご覧くださいますと、平成16年ですので、介護保険の法改正がされる前から、こういったような事業に取り組まれておられて、その後、体制整備事業委託を受託されたんだろうというふうに思います。

黒田会長

こういう、その30分で250円とかというお金を、活動に参加している人には、利用している人が払うんだけど、これはまあ有償ボランティアというような言い方をすることもありますね。時間貯金という考え方も、ここでは一部取り入れている。この有償ボランティアの活動はこのNPO法人だけで、ほかには大東市にはないんだというようにも書いてありますね。そうなんですか。10ページに。

事務局  
(佐原)

はい。

黒田会長

まあ大東市はこういう取組をして、それが生活支援に結び付いているというお話でしたけれども、どうなのでしょう。茨木市は。何か、どうぞ、お気付きのことだとかご意見があればご発言ください。

茨木市には、このような活動はあるんですか。いわゆる有償ボランティアと呼ばれるような活動。

事務局  
(松野)

はい。茨木市におきましては、住民主体の訪問型サービスBということで実施をしておるんですけども、NPO法人ナルクのほうで、こういった形でやっているんですが、ただし時間貯金という形ではな

く、ご本人様からは150円、それから市のほうからも700円程度の委託料を払って実施をしているところでございます。

黒田会長

はい。ナルクが行っているというお話でしたね。その方も、先程の第1層協議体の百幾つかの中のメンバーの1つなんですね。

事務局  
(佐原)

加盟をいただいております。

黒田会長

こういう市民が参加して、その方も有償ボランティアでもいいわけです。無償のボランティアでもいいんですけど、参加することで、その人がまた生きがいになるというようなものが活発になっていけばいいということなんですね。そして、そういう活動がまた市民の生活のサポートにもなっていくというような、そういう取組を、どうやって増やしていったらいいかというのがテーマですね。

綾部委員

教えていただきたいんですけれども、この参画団体の取組報告ということで、1月24日の協議体の会合で配られたということなんですけど、これは例えば茨木市のホームページとかで、こういうのを取組んでますよというような広報みたいなものはされてるんですかね。この協議体以外で、茨木市民の方に知っていただく、この事業を。やっぱり、この事業のタイトルを見ただけでは、ちょっとわかりにくい。あと、生活支援コーディネーターさんというの、ちょっとわかりにくいですよ。そういったことをやっぱり知ってもら。実際、どういうことをしてもらえる事業なんだろう。どういうことをしてくれるコーディネーターさんだろうというのを知ってもらうために、こういったことの広報みたいなものは市のホームページとかでは紹介されているんでしょうかね。それをまず1点教えていただきたいんですけれども。

事務局  
(佐原)

今現在、市のホームページ上で、これらの取組が報告されるというような仕組みにはなってございません。

綾部委員

この生活支援整備体制事業の存在とか、コーディネーターさんがどういうことをするのかとかをやっぱり市民の方に知ってもら。またこれに関心を持ってもらうきっかけにもなるかと思うので、例えばこれはご存じかもしれないですけども、大阪市のほうが、大阪市の全区で、生活支援コーディネーターの実践事例集みたいなものを出しているんです。これはPDFですぐ手に入ります。2019年に出

ているので、こういったこと、こういったことをやってるよというのを関係者だけじゃなく、市民の方とか、すぐネットで検索したら出てくるので、そういったので、ああ、こういうことを取り組んでるんだなというのを、やっぱり広報していくということも、これから1つ1つ、これ蓄積されていくので、これをやっぱり公開していくということも大事ななというふうに思いました。

あともう1点が、大阪市以外で、これ大阪市のこの資料を参考につくり上げたんですけども、京都市のほうが「地域支え合い活動創出コーディネーター支援事例集」、ちょっと長いんですけども、やっぱりちょっと目に見えるような形でみんなに知ってもらおうということで、また他の地域、他の市でも、こういった取組を見て、また参考にしてもらえたらということで、実践事例集というの、これ手に入ります。PDFで。こういったことの広報というのも大事ななというふうに思いますので、ちょっとこれは情報提供ということでさせていただきます。このパンフレットもせっかくこういう立派なものをつくられていますので、これをまた協議体以外の関係者以外にも、何か公開できるような広報も大事ななと思いました。一意見です。

黒田会長

はい。市民の方にね、とにかく積極的に参加してもらおうと言ってるのに、その市民の方が、そういう取組があること、事業があることを知らないというのでは、それは参加しようもないわけで、広報というのはとても大事よね。例えば、第1層協議体、第2層協議体、生活支援コーディネーター、そういうのは、行政の方や今の介護保険のいろんな改正などをフォローしていると、そういう言葉にいつも接するわけなんだけど、だけど一般の市民の方は知らないですよ。第1層協議体って何っていうわけですよ。第2層協議体、それもわからない。生活支援コーディネーターって、何をしてくれるのってね。それはもう全くわからないと思ってもいいですよ。だから、とにかくPR、広報ですね。広報をもっと積極的にやっていただきたいと思いますね。

阪本委員

初歩的な質問なんですけど、生活支援コーディネーターに電話したいときは、市役所に電話すればOKなんですか。

事務局  
(佐原)

生活支援コーディネーターは、今、地域福祉課に配属しておりますので、地域福祉課に連絡をしていただければつながります。

阪本委員

それは、市役所の交換台がそっちに回してくれるということなんで

事務局 (佐原)	<p>すね。</p> <p>そうですね。生活支援コーディネーターには、ちょっとつながらないかもしれませんが、地域福祉課にというふうに言っていただけましたら。</p>
阪本委員	<p>わかりました。</p>
黒田会長	<p>先程、生活支援コーディネーターの役割が4つあるんだと、ニーズとサービスをマッチングするとかおっしゃったんだけど、そういう説明も実はよくわからないんですよ。個別のニーズがあって、その人にそれに対応できるサービスを結び付けるなんていうと、介護保険の給付サービスであったらケアマネジャーがやるわけですよ。だから生活支援コーディネーターはニーズとサービスのマッチングというときには一体、そのニーズというのはどんなニーズを考えているのか、そのサービスというのは何を考えているのか。それがイメージとしては恐らくわからないと思うんですね。その個別の支援をやるのかどうかというの、それもわからない。個別の支援というのは、個々に生活支援で困っている人がいると。じゃあ、その人のところに行って、あなたにはこういうサービスがありますよというのを説明をして、サービスの利用の援助の支援をするのかって。どうもそうじゃないんじゃないですか。どうなんでしょう。ニーズとサービスのマッチングをするというのはどういうことなんでしょう。</p>
事務局 (佐原)	<p>多分、いろんな捉え方があるんだろうと思うんですけども、基本的には個別サービスの、個人に対するサービスとニーズのマッチングというのはケアマネさんが行うものなんだろうというふうに捉えています。生活支援コーディネーターが行うものは、いわゆる地域対応、地域で、この地域の課題は何だろう。そしてこの地域の課題に対して、地域に住んでいる私たちは一体どんなことができるんだろう。そういったようなことを考えるのが、生活支援コーディネーターの役割であろうというふうに捉えております。</p>
阪本委員	<p>ケアマネが付いてない場合はどうなんですか。個人にケアマネが付いてない人はどうなんですか。</p>
事務局 (佐原)	<p>ケアマネさんが付いておられない場合につきましては、地域包括支援センターがその役割を担うことになると考えております。</p>

鶴田委員

私の理解した感じは、その地域ニーズというのは、先程の例でわかりやすいのが、地震でスーパーがつぶれましたと。買い物難民がいますと。要介護とかそんなの関係なしに、近所に買い物できるところがありません。それがニーズとしたら、移動販売のサービスを連れてくると。これ社会資源ですよ。ただ送迎の車を出すという。これも社会資源というかサービスですよ。そこをマッチングさせるという、コーディネートするというか、調整するというお仕事をされてるのかなというふうに思ったんですけど、そんな感じですかね。

それと、あとちょっと別の話でちょっと建前論みたいになるかもしれませんが、有償ボランティアの話、大分出たので、有償があれば無償もあるわけで、やっぱりボランティア活動自体が社会参加であり一緒だと思うんですけど、じゃあどこが担ってるのといったら、やっぱり社会福祉協議会ボランティアセンターだと思うんですけど、生活支援コーディネーターさんは確か最初は社協さんにおられたような気もするんですけど、地域福祉計画と地域福祉活動計画も、また今度考えるときにやっぱりマッチングというか、その調整していかないとと思うので、やっぱり社協さんとも、この辺は一緒にやられるのが建前というか、筋なのかなというふうにちょっと思いました。

以上です。

黒田会長

はい。どうもありがとうございます。的確なご説明をしていただきました。

他に何かご意見ないですか。

これも第8期の計画、次年度計画を立てていく上では、重要な柱の1つになってくると思いますので、今日議論ということで。

小森委員

シニアカレッジの小森と申します。

ボランティアとか、やっぱり人のために役立ちたいという気持ちは当然皆さんもっておられて、やっぱりその数なんですね。やはり、その担い手をともかく20何万の市民の中から、やっぱり1人でも多く、そういう人たちを見出していくというのが、またこう1つの課題かなと思ひまして。

私どもは基本的には、例えば会社で勤められて、ずっと会社と家庭の往復で、いざ定年になると地域のことがまだよくわからないとか、そういう方がとっかかりとしまして、シニアカレッジという5つのコースで、まず学んでいこうというか、自分のために地域を知ろうという入り口ということで設けて、そこに入っていて、みんな

で地域のことを学んでいくといえますか。まず学んで知って、それから自分のためにそれを知っても、次のステップで人のためにとか、一緒にこうしたいとかいうことを続けていきたいと思ひまして、是非このような活動がベースにあるとやっぱり担い手といひますか、もちろんリーダーの方も当然必要なんですけども、少しでもひと月のうちで数時間でも、人のために何かしようとするこゝで、やはり楽しいとか仲間づくりとか、その人たちの生きがいにもつながりますので、是非そういう数といひますか、そういう新しい人たちを是非こゝ生み出していくようにやっていきたいと思ひますので、またその辺のご支援の程を皆さんにお願いしたいと思ひます。

黒田会長

ありがとうございます。ご発言いただいて非常に心強いです。

シニアカレッジにせよ、シルバー人材センターにせよ、老人クラブにせよ、あるいは民生委員、児童委員にせよ、いろいろな地域の団体が組織があるわけですけど、そういうものが全部、こゝ生活支援という点で関連があるだろうと思ひますので、こゝの分科会での議論ですね。そういうものも、またそれぞれの団体、組織に持ち帰っていただいて議論を深めていただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は3つの議題について検討してきました。これぐらいでよろしいでしょうか。

議題4「その他」といひのがございます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局  
(稲角)

長寿介護課の稲角と申します。

資料はないんですけども、前回の令和元年9月30日にありました、第1回目の分科会のほうの内容につきまして報告事項がございませう。その際、総合事業の見直しについてといひこゝで議題とさせていただきますまして、2点ご報告いたします。

1つが、総合事業のサービスの併用についてといひこゝです。

前回お示しさせていただいた中で、現行で総合事業の通所型のサービス同士の併用ができないといひこゝを今後解消していくといひお話はさせていただいたんですけども、令和2年4月1日以降から、そこを改めさせていただきますまして、従前相当の通所型サービスと通所型サービスBの併用を可能とする。通所型サービスBと通所型サービスCの併用を可能とすると、そこを改めさせていただきます。

それからもう1点、総合事業の事業対象者の有効期間についてといひ議題だったんですけども、こちらにつきましては、令和元年11

月1日から移行期間を廃止して運営をしております。  
簡単ですが、以上、ご報告をさせていただきます。

黒田会長

はい。ありがとうございました。  
何かご質問はないですか。今のご説明に。  
特にないようでしたら、本日の議題は以上でございますけれども、事務局より、次回以降のことで何かご連絡ありませんでしょうか。

事務局  
(松野)

本日の会議内容についてご意見がございましたら、1週間後の2月20日までに事務局のほうへファクス・郵送・Eメールでご提案いただきたいと思っております。  
来年度の分科会の開催予定ですが、年間で5回程度の開催を考えており、1回目は5月ごろに開催したいと存じます。  
議題等詳細につきましては、後日事務局から通知いたしますので、よろしくお願ひいたします。  
以上です。

黒田会長

はい。ありがとうございます。  
本年度は2回のこの分科会の会議でしたけれども、来年度は5回程度を考えているということです。計画策定の年ですので、少し回数を多くして議論を深めなければいけないと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。  
本日は以上で終了としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。  
どうも長い時間、ご協力ありがとうございました。